

地域雇用開発助成金の計画書の提出を御検討されている事業主の皆さまへ

地域雇用開発助成金は、「雇用情勢の厳しい地域等」で事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

「雇用情勢の厳しい地域等」とは以下の3つの種類があり、その種類によって指定される期間が定まっています。

① 同意雇用開発促進地域 【令和6年4月9日まで】

(函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町)

② 過疎等雇用改善地域 【令和6年3月31日まで】

(函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町の区域のみ)、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町)

③ 特定有人国境離島等地域

(奥尻島)

※①～③の()内には、指定されている地域のうち、ハローワーク函館、ハローワーク八雲、ハローワーク江差の管轄内の地域のみ記載しています。

上記の①と②は指定されている期間が定まっており、その後の期間も引き続き指定を受けるかは未定です。

地域雇用開発助成金を利用する場合、①又は②の地域は指定されている期間内に計画書をハローワーク函館で受理する必要がありますので、この助成金の利用を御検討されている場合は、「指定期間が定まっていること」「引き続き指定されるかは未定であること」に御注意願います。(郵送で提出する場合は、ハローワークへの到着日が受理日となります。)

【問い合わせ先】

ハローワーク函館 事業所部門 助成金担当 (直通電話：0138-88-1322)

【参考】

・同意雇用開発促進地域

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/190412_01.pdf

・過疎等雇用改善地域

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/190412_02.pdf

・支給申請の手引き (申請の流れ、支給要件、地域の特例等が記載されています)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/chikikoyoukaihatu.pdf